

介護保険住宅改修の流れ

受領委任払いの場合

償還払いの場合

① ケアマネジャーに住宅改修を相談し、施工業者を選定
(ケアマネジャーと契約していない場合は、福祉住環境コーディネーター等の資格を有する方に住宅改修が必要な理由書の作成を依頼する必要があります。)



② 事前申請

高齢福祉課に以下の必要書類を提出
(償還払いの場合は担当課確認後、返却します。)

- (1)受領委任払い適用承認申請書
- (2)住宅改修が必要な理由書
- (3)工事内訳書
- (4)工事平面図
- (5)住宅改修前の写真 (撮影日必要)
- (6)所有者の承諾書*

- (1')住宅改修費支給申請書
- (2')住宅改修が必要な理由書
- (3')工事内訳書
- (4')工事平面図
- (5')住宅改修前の写真 (撮影日必要)
- (6')所有者の承諾書*

*住宅の所有者が被保険者でない場合



③ 高齢福祉課からの承認後、工事着工



④ 事後申請

工事完了後、高齢福祉課に以下の必要書類を提出

- (a)住宅改修費支給申請書
- (b)施工証明書
- (c)領収書(自己負担分)
- (d)住宅改修後の写真 (撮影日必要)

- 返却された上記(1')～(6')に加えて
- (a')施工証明書
- (b')領収書 (改修費全額分)
- (c')住宅改修後の写真 (撮影日必要)



⑤ 住宅改修費支給

日光市から施工業者に対して改修費の9割もしくは8割を支払い

日光市から被保険者に対して改修費の9割もしくは8割を支払い